

○消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年6月5日法律第48号) 附則(抄)

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

○消費者庁及び消費者委員会設置法

(衆議院)消費者問題に関する特別委員会附帯決議(平成21年4月16日)(抄)

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議
二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

(参議院)消費者問題に関する特別委員会附帯決議(平成21年5月28日)(抄)

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議
三十一 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。

三十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

本研究会における検討の背景

○消費者安全法(平成21年6月5日法律第50号) 附則(抄)

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

○消費者基本計画(抄)(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定)

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
35	消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて引き続き検討を行い、平成24年9月までに必要な措置を講じます。
110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成24年常会への法案提出を目指します。

○「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」について

1 趣旨

消費者庁に関係幹部を構成員（主査：消費者庁次長）とし、有識者及び関係省庁職員をアドバイザーとする「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」を設け、昨年12月以来、計9回にわたって議論を行い、本年8月18日にその検討結果を取りまとめたところ。

本研究会では、上記取りまとめにおいて提示された論点について、各論点に応じた専門性を有する有識者等に集まっていたいただき、関係機関・団体等の意見も踏まえつつ、消費者の財産被害に係る行政手法について、今後の具体的な制度設計を進めていくために必要となる検討を行う。

2 検討課題

- ① 財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置
- ② 行政による経済的不利益賦課制度
- ③ 財産の隠匿・散逸防止策

※第1回資料1より抜粋